

問 11 「不安をあおり・・・告げること」という文言は何を指すのですか。

(答)

1. 「不安をあおり・・・告げること」とは、消費者に将来生じ得る不利益を強調して告げる場合等をいいます。不安をあおるような内容を直接的に告げなくとも、契約の目的となるものが必要である旨を繰り返したり、強い口調で告げたりして強調する態様でも足りるものです。
2. 例えば、過大な不安を抱く学生に対して、そのことを知りながら「このセミナーを受講すれば就職できます。あなたにはこのセミナーが必要です。」などと繰り返して告げる場合も、不安をあおるものとして取消しの対象となり得ます。
3. なお、事業者が過大な不安を作出した場合でも改正後の消費者契約法第4条第3項第3号が適用されるものです。消費者が自由な判断ができない状況に乗じて契約を締結させたという点では、もともと消費者が不安を抱いていた場合と、事業者が作出した場合とで異なるものではないためです。
4. 告げる方法については、必ずしも口頭によることを必要としません。書面に記載して消費者に見せるなど、消費者が実際にそれによって認識し得る態様の方法であれば本要件を満たします。